

島根県事業承継新事業活動等支援補助金

【令和2年度 第2回公募要領】

中小企業課

1 事業承継新事業活動等支援補助金について

島根県では、県内中小企業者等が行う事業承継を契機とした体制整備や新たな取組を支援する県独自の補助を行っています。

当補助制度は、地域経済の基盤を担う小規模事業者・中小企業者の事業承継や事業承継後の事業基盤の確立を促進するため、体制整備や新たな取組に必要な経費の一部を補助し、計画の実行を支援するものです。

2. 補助事業の対象事業者

以下の要件と「島根県事業承継新事業活動等支援補助金 一覧表」(別紙1)の各事業区分の要件を満たすこと。

【要件】

・ 中小企業基本法第2条第1項に定義する者のいずれかであるもの。 ただし、小規模事業者企業価値向上事業に申請する場合は小規模事業者(※1)であるもの。
・ 事業承継実施事業、人材育成事業、新商品・新サービス開発事業及び販路開拓事業を実施しようとする後継者又は後継予定者は、令和2年4月1日時点で65歳未満であること。 ・ 小規模事業者企業価値向上事業を実施しようとする代表者は、令和2年4月1日時点で50歳以上であること。
・ 島根県内に主たる事業所又は工場を有するもの
・ みなし大企業(※2)でないこと
・ 島根県税の滞納がないこと
・ 暴力団又は暴力団員に関する以下の要件を満たすこと。 法人等が、暴力団ではないこと。 法人等の役員等が暴力団員ではないこと、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている事業者でないこと。 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていないこと。 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと。 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に批判すべき関係を有していないこと。
・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業者でないこと。また、これらの営業の一部を受託する事業者でないこと。
・ 競輪・競馬等の競走場、競輪・競馬等の競技団、芸ぎ業(置屋、検番を除く。)、又は娯楽に付帯するサービス業のうち、場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業を行う事業者でないこと。
・ 宗教、政治・経済・文化団体を行う事業者でないこと。
・ 公序良俗に問題のある事業又は公的な資金の用途として社会通念上、不適切であると判断される事業でないこと。
・ 日本標準産業分類大分類における農業、林業及び漁業を行う事業者でないこと。
・ 補助事業が国又は県の他の補助金等を活用する事業でないこと。
・ 支援機関(※3)による支援体制が整っていること。

※1 小規模事業者

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第2条に掲げる者で、次表に掲げる業種分類別の従業員数の条件を満たす者。

業種分類	常時使用する従業員の数
製造業その他	20人以下
商業又はサービス業	5人以下
サービス業のうち、宿泊業及び娯楽業	20人以下

※2 みなし大企業

発行済株式の総数又は出資価格の総額の二分の一以上を同一の大企業(中小企業投資育成株式会社法(昭和38年法律第101号)に規定する中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号)に規定する投資事業有限責任組合を除く。以下同じ。)が所有している中小企業者、発行済株式の総数又は出資価格の総額の三分の二以上を大企業が所有している中小企業者又は大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の二分の一以上を占めている中小企業者をいう。

※3 支援機関

最寄りの商工会議所・商工会、島根県中小企業団体中央会、公益財団法人しまね産業振興財団

3. 事業区分、補助対象経費等、対象者、補助率、補助上限

- ・別紙1「島根県事業承継新事業活動等支援補助金 一覧表」(別紙1)のとおり

4 公募期間

各事業区分による公募期間は以下のとおりです。各事業区分の審査方法は「7. 審査」でご確認ください。

事業区分	公募期間
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業承継実施事業 ・ 人材育成事業 ・ 第三者承継促進事業 	令和3年1月29日（金）まで <u>随時</u> 受け付けます。（必着）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新商品・新サービス開発事業 ・ 販路開拓事業 ・ 小規模事業者企業価値向上事業 	令和2年6月8日（月）～ 令和2年7月13日（月）までに申請事業者は支援機関へ提出してください。（必着） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 支援機関から県への提出締切: 令和2年7月20日（月） 支援機関は申請要件、補助対象経費等の内容を確認の上、事前調査票（実施要領第5条第1項（様式第3号））を作成し、県へ送付してください。事前調査票は別添のとおりです。 </div>

5 申請書提出先

・ 申請事業者は以下の商工団体へ定められた期日までに提出してください。支援機関は期日までに、以下のとおり事務局へ送付してください。

申請者・提出者	申請先・提出先
申請事業者	以下のいずれかの商工団体へ提出 <ul style="list-style-type: none"> ・ 最寄りの商工会議所 ・ 最寄りの商工会 ・ 島根県中小企業団体中央会 ・ 公益財団法人しまね産業振興財団
商工団体	申請事業者の住所若しくは主たる事業所又は工場の所在地により、以下のとおり県の事務局へ送付 <ul style="list-style-type: none"> ・ 浜田市、益田市、大田市、江津市、邑智郡及び鹿足郡 ⇒ 西部県民センター商工観光部 ・ 浜田市、益田市、大田市、江津市、邑智郡及び鹿足郡 <u>以外</u> ⇒ 島根県商工労働部中小企業課

6 申請書類

申請書類等は以下の表に基づき、申請してください。

申請者全員提出書類	事業計画申請書（実施要領様式第1号）
	事業実施計画書（実施要領様式第1号別紙）
	事業収支予算書（実施要領様式第1号別紙）
	補助対象経費の見積書等
	申請直近2期の決算書
	県税納税証明書（全項目に滞納がない旨の証明、写し可）
個人の場合	住民票（申請時経営者のもの、個人番号の表示がないもの、写しでも可）
事業承継前	事業承継予定の場合は、事業承継推進員の確認した事業承継計画書の写し
	事業承継を終えている場合は、先代の廃業届および後継者の開業届の写しなど、事業承継の事実が確認できるもの
法人の場合	履歴事項全部証明書（写しでも可）
事業承継前	事業承継予定の場合は、事業承継推進員の確認した事業承継計画書の写し
	事業承継を終えている場合は、代表者変更登記済みの履歴事項全部証明書など、事業承継の事実が確認できるもの
新商品・新サービス開発事業もしくは販路開拓事業で優遇措置を受ける場合	経営革新計画の承認、経営力向上計画の認定、又は先端設備等導入計画の認定を受けた事業の申請書類と承認書等の写し
小規模事業者企業価値向上事業を申請する場合	
第三者承継促進事業を申請する場合は第三者承継見込報告書	
※企業の概要がわかるもの（パンフレット等）がある場合は提出してください。	

7 審査

審査は事業区分によって異なりますので、以下の表で確認してください。

事業区分	審査方法
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業承継実施事業 ・ 人材育成事業 ・ 第三者承継促進事業 	<p>随時、事務局による書面審査を実施し、対象事業者を決定します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新商品・新サービス開発事業 ・ 販路開拓事業 ・ 小規模事業者企業価値向上事業 	<p>各事務局が審査委員会の日程を申請後に決定し、開催します。</p> <p>原則、新商品・新サービス開発事業及び販路開拓事業の場合は、後継者又は後継予定者が、小規模事業者企業価値向上事業は代表者がプレゼンテーションとして事業計画の説明をしていただきます。</p> <p>その説明を受け、審査員の審査を実施し、対象事業者を決定します。</p>

- ・審査基準は、実施要領第6条第3項に規定し、実施要領別表5に記載していますのでご確認ください。
- ・審査後、県から申請者及び支援機関へ審査結果を通知します。
- ・審査委員会は、令和元年8月上旬を予定していますが、詳細は申請者及び支援機関に別途お知らせいたします。
- ・審査の結果に関する異議申し立ては、受け付けません。
- ・採択となった場合、交付決定日以前に事業の着手が行われたもの（発注や契約など）は補助金の対象と認められません。なお、見積書の徴取はこれに該当しないため、有効期限内であれば、申請時の書類を活用し、証拠書類としても構いません。

8. 公表

「採択された事業は事業主体名、事業名（テーマ）について公表させていただきます。ただし、第三者承継促進事業については非公表とします。

9 補助金の詳細については、下記の要領、手引きをご確認ください。

- ・「事業承継新事業活動等支援事業実施要領」
- ・「事業承継新事業活動等支援補助金 利用の手引き」
 ※実施要領、手引き、申請様式は島根県中小企業課ホームページで公開しています。
<http://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/sangyo/chusho/syoukei.html>

10 法承認等（経営革新計画、経営力向上計画又は先端設備等導入計画）について

- ・新商品・新サービス開発事業及び販路開拓事業で優遇措置を受ける場合、もしくは小規模事業者企業価値向上事業の申請をする場合は、公募期間終了までに経営革新計画、経営力向上計画又は先端設備等導入計画を申請し、採択後の交付決定日までに法承認等を受けている必要があります。

11 その他

- ・補助対象期間は、令和3年2月28日（日）までとします。
- ・中小企業信用保険法施行令第1条第1項で指定されている業種は申請対象外です。

12 お問い合わせ先

(1) 計画策定や申請に関すること

- ・申請書提出先（上記5）の商工団体にお問い合わせください。

(2) 県の担当窓口

【出雲・隠岐圏域】島根県商工労働部中小企業課（経営力強化支援室）

〒690-8501 松江市殿町1（県庁本庁舎2階）

電話：0852-22-5285 FAX：0852-22-5781

【石見圏域】西部県民センター商工観光部（商工振興課）

〒697-0041 浜田市片庭町254（浜田合同庁舎2階）

電話：0855-29-5649 FAX：0855-22-5306